

(第 12 号様式)

## 支払未済給付請求書

下記により支払未済の給付を支払われるよう必要書類を添えて請求します。

記

1. 給付を受ける権利を有していた者

(給付金種別) 退職年金  
(証書番号) 99-0001  
(氏名) 共済太郎  
(死亡年月日) 令和元年7月26日

●元議員・請求者氏名  
戸籍名で記入してください。

2. 支払未済の給付の内容 令和元年6月分から 令和元年7月分まで

まだ給付を受けていない月から死亡月までを記入してください。

令和元年7月27日

〔請求者〕 給付を受ける権利を有  
していた者との続柄 妻

〒0000-0000

住 所 マルマル県 マルマル市 〇-〇-〇

氏 名 キョウサイハナコ  
共済花子

印

昭和14年1月1日生

都道府県議会議員共済会会長 殿

上記請求書は請求者から正当に提出されたことを認める。

令和元年7月29日

〇〇県 議会議長 共済一郎

印

(裏面注意)

(注意)

この請求書に添える必要書類は次のとおりです。

- (1) 年金証書
- (2) 当該共済給付金受給権者の死亡の事実を証明する書類
- (3) 請求者が遺族であるときはさらに次の書類を添えることは必要です。
  - (イ) 請求者の戸籍謄本(遺族の順位を明らかにすることができるもの)
  - (ロ) 請求者が議員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたことを証明する書類(配偶者を除く。)
  - (ハ) 請求者が、届出をしていないが議員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものであったときはその事実を、議員の死亡当時 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子又は孫であるときは婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)していないことを、それぞれ証明する書類
  - (ニ) 請求者が、18 歳に達した以後の最初の 3 月 31 日が終了した子又は孫で、議員の死亡当時から引き続き重度障害の状態与生活資料を得るみちがないものであるときは、その事実を証明する書類
- (4) 請求者が相続人であるときは、遺族がないこと及び請求者が相続人であることを証明する書類
- (5) 共済給付金受取金融機関届(第 26 号様式)

〔年金証書を添付出来ない場合は、その具体的理由を記して下さい〕

全て本人が管理しており、投したが発見出来なかった。